

## 多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会設置要領

(趣旨)

第1条 富士見ガーデンビーチの跡地に設置する多目的屋外スポーツ施設について、広く市民と意見交換を行うため、多目的屋外スポーツ施設設置に関する市民懇談会（以下「市民懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(参加者)

第2条 市民懇談会の規模は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから参加を求めるものとする。

- (1) 市民
- (2) スポーツ活動を行う団体の代表者
- (3) スポーツに関する学識経験のある者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(運営)

第3条 市民懇談会に当該市民懇談会を進行する座長1人を置き、市民懇談会に参加した者の互選によってこれを定める。

(開催期間)

第4条 市民懇談会の開催期間は、当該市民懇談会が初めて開催された日から令和6年3月31日までとする。

(庶務)

第5条 市民懇談会の庶務は、協働推進部文化・スポーツ振興課において処理する。

附 則

この要領は、令和5年3月30日から施行する。